

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第43号

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和32年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 支払義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとすること。</u></p> <p><u>ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とすること。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同法第314条の2第3項に該当する</u></p>	<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="286 256 1099 331"><u>者であるときは、同項に規定する額) に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p data-bbox="210 347 353 375">3～5 略</p>	<p data-bbox="1133 347 1276 375">3～5 略</p>

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。